ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

広島労働局 健康安全課
各 労働基準監督署

Safe Change work HIROSHIMA

番号：R8－3

死亡災害等速報

発生月	令和8年5月	業種	清掃・と畜業
起因物	トラック	事故の型	墜落・転落
災害発生状況 ※1	荷物をトラック荷台に積み込む作業中、荷台に上がった際に、バランスを崩し、地面へ墜落した。		
想定される再発防止対策 ※２	○　労働安全衛生規則第１５１条の６７で定める最大積載量２トン以上の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときに、床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を使うこと。 ○　最大積載量２トン未満の貨物自動車で荷を積み卸す作業等を行う場合であっても、高さが１．５メートルを超える箇所で作業を行うときは、労働安全衛生規則第５２６条の適用を受けるので、昇降設備を使うこと。 ○　保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用すること。 ○　法令に定める事項の他「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」で定める措置を取ることも留意。		

※１　速報時に判明している状況であり、調査が進むにつれて内容が変わることがあります。

※２　速報時に判明している状況から同種災害を防止するために想定される再発防止対策や関連通達・指針です。